函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、市が来庁者に窓口で証明書等を交付する際の受付番号の発券、受付番号のモニター表示および音声案内を行うシステムであって、その一部に民間企業等の広告が表示されるもの(以下「番号表示システム」という。)の無償貸与に関し、函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基準に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 番号表示システムの設置場所は,市民部戸籍住民課,亀田支所 および湯川支所の窓口とする。

(設置期間)

第3条 番号表示システムの設置期間は、5年間とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、設置期間を変更することができる。

(番号表示システムを無償貸与する者の募集)

第4条 番号表示システムを市に無償貸与する者(以下「貸与者」という。)の募集は、本市ホームページおよびその他市長が必要と判断した方法により行う。

(無償貸与の申込み)

第5条 市に対する番号表示システムの無償貸与(以下「無償貸与」という。)の申込みをしようとする者(以下「貸与申込者」という。)は、 函館市広告付受付番号表示システム無償貸与申込書(様式第1号)に 暴力団の排除に関する誓約書(様式第2号)を添えて、市長に提出するものとする。

(貸与者の決定)

- 第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その提出された書類の 内容について函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者選定委 員会において審査を行い、また必要に応じてプレゼンテーションの機 会を設け、貸与者を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により貸与者を決定したときは、その結果を貸与申込者に函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者決定通知書(様式第3号)および函館市広告付受付番号表示システムの無償貸

与について(様式第4号)により通知するものとする。

(協定書の締結)

第7条 市長は、番号表示システムの製作および無償貸与に関して、貸 与者と協定書を締結するものとする。

(留意事項)

- 第8条 貸与者は、番号表示システムの製作のため掲載する広告を募集 する場合においては、自らが広告の募集者であることを明確にすると ともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう 十分配慮しなければならない。
- 2 貸与者は、番号表示システムを製作するに当たり、事前に使用する 色、形状その他の仕様および掲載する広告の内容について、市長と協 議し製作の承諾を受けなければならない。
- 3 貸与者は、無償貸与する番号表示システムの仕様ならびに納品時期 および場所について市長の指示に従わなければならない。
- 4 貸与者は、広告とともに市の行政情報を番号表示システムにて放映 しなければならない。
- 5 貸与者は、市と協議のうえ、番号表示システムで放映する広告の内容を掲載した紙媒体および紙媒体を掲出するためのラック(以下「附帯設備」という。)を設置することも可能とする。
- 6 前項の附帯設備については、第1項から第3項まで、次条および第 10条第1項から第3項までの規定を準用する。

(経費の負担)

- 第9条 番号表示システムおよびコンテンツの製作に要する費用は、全 て貸与者の負担とする。
- 2 番号表示システムの設置取付、保守管理および撤去にかかる費用は、 全て貸与者の負担とする。
- 3 本市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により番号表示システムに変更の必要が生じたときの移設または増設に伴う費用は、全て貸与者の負担とする。
- 4 番号表示システム使用のための庁舎使用料および電気料金は、全て 貸与者の負担とする。
- 5 番号表示システムのロール紙等の消耗品は、全て貸与者の負担とす

る。

(問題発生時の対応体制)

- 第10条 貸与者は、定期的に番号表示システムのメンテナンスを実施 するとともに、故障、事故等の緊急時の対応体制を整え、速やかに対 応すること。
- 2 貸与者は、番号表示システムまたは広告に関する苦情その他の問題 が発生した場合においては、その責任を負い、速やかに解決するよう 努めるものとする。
- 3 市長は、番号表示システムまたは広告の内容が函館市広告掲載要綱 第3条各号または函館市広告掲載基準第2条各号の規定に反してい ると認められるときは、当該番号表示システムの設置または広告の放 映を中止するものとする。この場合においては、貸与者は速やかに代 替の番号表示システムまたは広告を市に提供するものとする。
- 4 放映するコンテンツがなく,広告枠に空き時間が生じる場合,貸与者は市長と協議し,行政情報等の放映に支障がないよう措置を講じること。

(貸与者の決定の取消し)

- 第11条 市長は、貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸 与者の決定を取り消すことができる。
 - (1) 番号表示システムを市長が指示する期日までに無償貸与しないとき。
 - (2) 虚偽の内容により貸与者が募集の申込みをしたとき。
 - (3) 前条に規定する対応を速やかに行わないとき。
 - (4) 函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け たとき。
 - (5) 談合等不正行為により処罰を受けたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に番号表示システムを提供することが不適切と市長が認めるとき。
- 2 前項の規定により貸与者の決定を取り消した場合においては、市長は当該貸与者に対し、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、番号表示システムの無償貸与

に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の函館市広告付受付番号表示機の 無償貸与に関する要綱の規定に基づき決定した貸与者については,改 正後の函館市広告付受付番号表示機の無償貸与に関する要綱の規定 は,適用しない。

附則

- 1 この要綱は、平成30年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の函館市広告付受付番号表示機の 無償貸与に関する要綱の規定に基づき決定した貸与者については,改 正後の函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱 の規定は、適用しない。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

函館市広告付受付番号表示システム無償貸与申込書

(宛先) 函館市長

無償貸与申込者 所在地

函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。 申込みに当たり、函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱その他諸規程を遵守します。

この申込書および添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- (1) 商業·法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (2) 会社概要 (パンフレット,過去5年以内の地方公共団体との類似契約実績等)
- (3) 直近の市区町村民税完納証明書
- (4)企画提案書
- (5) 広告主募集の方法および自社の広告掲載基準
- (6) 問題発生時の対応体制
- (7) 協定書締結から納入までのスケジュール
- (8) その他
- 注 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)および市区町村 民税証明書は発行の日の翌日から起算して3か月以内のもの。

暴力団の排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 次の各号のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人その他の団体の場合は、役員または当該団体の支店もしくは営業所(常時契約を締結する権限を有する事務所をいう。)を代表する者を、個人の場合は、事業主または支店もしくは営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等である事業者
- (4) 暴力団員等がその経営に関与している事業者
- (5) 自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている事業者
- (6) 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している事業者
- (7) 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- (8) 暴力団であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている事業者
- 2 市が必要な場合には、この誓約書に記載された情報を、所轄の警察署長に提供 し、意見を聴くことについて同意します。

年 月 日

(宛先) 函館市長

(法人その他の団体にあっては所在地)

住 所

(法人その他の団体にあっては名称および代表者氏名)

ふりがな

氏 名

生年月日(明治·大正·昭和·平成) 年 月 日 (男·女)

※ 法人その他の団体の場合は、別紙「役員等一覧表」に必要事項を記載の上添付してください。なお、この誓約書に記載された個人情報については、目的以外には使用いたしません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正に管理いたします。

役員等一覧表

役職等	氏 名	ふりがな	生年月日	性別	住 所
			大正 昭和 年 月 日 平成	男女	
			大正 昭和 年 月 日 平成	男女	
			大正 昭和 年 月 日 平成	男女	
			大正 昭和 年 月 日 平成	男女	
			大正 昭和 年 月 日 平成	男女	
			大正 昭和 年 月 日 平成	男女	
			大正 昭和 年 月 日 _{平成}	男女	
			大正 昭和 年 月 日 平成	男女	
			大正 昭和 年 月 日 _{平成}	男女	
			大正 昭和 年 月 日 平成	男女	

【記載方法】

- ① 役職等,氏名,ふりがな,生年月日,性別,住所を記載してください。
- ② 団体および個人事業所の場合には代表者を、法人の場合には代表者およびその役員ならびに その支店もしくは事務所の代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

函 市 戸年 月 日

様

函館市長

印

函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与をお受けすることと決定しましたので、函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

様式第4号(第6条関係)

函 市 戸年 月 日

様

函館市長

印

函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて,この度は函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に ついてお申込いただき,ありがとうございました。

誠に残念ではございますが、今回の応募に関しましては、ご希望に添うことができなかったことをお知らせいたします。

なお、函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与期間は5年間であり、更新時期に当市ホームページに掲載し募集いたしますので、どうぞよろしくお願いします。